建設工事における社会保険等未加入対策について(お知らせ)

建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、建設業間の健全な競争環境を構築するために国県等では建設業の許可申請時及び経営事項審査時に社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険。以下同じ)加入の確認・指導を行っております。

本市におきましても、これらの主旨やいわゆる担い手3法を踏まえ、社会保険等の未加入対策 を講ずることといたしましたので予めご承知置きください。

今後、本市の建設工事における入札参加資格審査申請を希望する事業者で、社会保険等が未加入の事業者におかれましては、早期に社会保険等の加入手続きを行われるようお願いいたします。

1 実施内容

平成29年1月に実施予定の「平成29・30年度入札参加資格審査申請(定期受付)」から、 社会保険等加入を建設工事の入札参加資格要件といたします。よって、要件を満たしていない場合 は名簿に登録できません。

加入の有無の判断は、経営事項審査結果通知書(以下「経審」という。)により確認いたします。

- ○3つの欄のうち、1つでも「無」がある場合 ⇒社会保険等未加入業者とみなします。
- ○3つの欄すべてが「有」又は「除外」の場合 ⇒社会保険等加入業者とみなします。

なお、経審では「無」となっているが、その後加入したときは、加入したことを証明する書類の 写しの提出により申請できるものとします。

平成29年4月以降に公告又は指名通知する建設工事から、一次下請けの建設業者について、社会保険等への加入を原則とします。 (ただし、制裁金等の措置は講じません。)

2 その他(建設業許可「解体工事」新設に伴う入札参加資格申請業種の追加について)

施行日「平成28年6月1日」時点で、とび土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる 建設業者は、解体工事にも入札参加資格申請できるものとします。取扱いについては栃木県と同様 にする予定です。

> 佐野市役所 行政経営部 契約検査課 契約検査係 電話 0283-20-3027